

# 社会福祉施設における腰痛・転倒を防ぎましょう！

## 横須賀労働基準監督署

日頃から労働災害防止対策の推進について、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

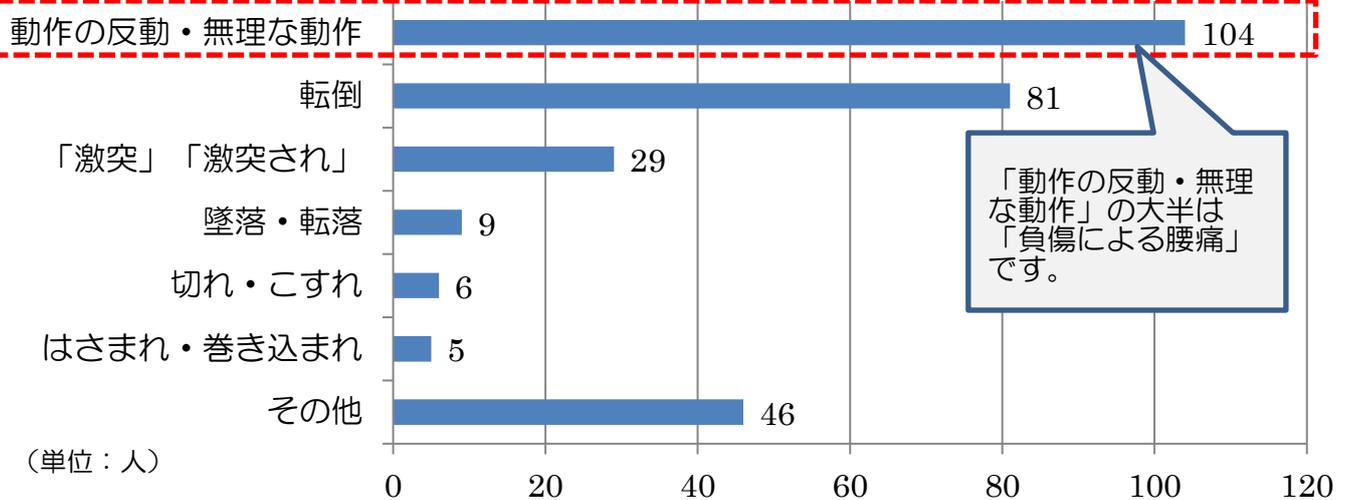
横須賀労働基準監督署管内の労働災害による死傷者（休業4日以上）は、令和2年において154人であり（令和2年6月末現在）、令和元年の同時期の死傷者113人に比べて、36.3%増加しています。そのうち社会福祉施設の労働災害による死傷者（休業4日以上）は、令和2年において18人であり（令和2年6月末現在）、令和元年の同時期の死傷者13人に比べて、38.5%増加しています。

本パンフレットでは、労働災害発生状況の特徴を踏まえ、腰痛防止及び転倒防止に特化した対策や視聴覚教材を紹介していますので、社会福祉施設における労働災害防止活動にご活用いただきますようお願いいたします。

横須賀署管内の社会福祉施設における労働災害発生状況（平成27年～令和元年発生分集計値）

👉 腰痛と転倒災害で全体の6割以上を占めています

### 事故の型別労働災害発生状況（平成27年～令和元年発生分集計値）



事故の型別で災害発生状況を見ると

「動作の反動・無理な動作」と「転倒」で社会福祉施設による災害の70%を占める状況にあります。腰痛予防対策と転倒防止対策の徹底が重要な課題です。また、利用者介助作業中に「激突」及び「激突され」による労働災害が多く発生しています。

そのほか、「交通事故」による労働災害においては、利用者の送迎中やサービス提供先への移動中など乗物（自動車やバイク、自転車など）を使用している際に被災するケースがあります。

起因物別で災害発生状況を見ると「その他」によるものが最も多く発生しており、次いで「仮設物、建築物、構築物等」、「その他の装置等」の順となっています。介助作業の対象である利用者（人）の体重を支えきれず「腰痛」を発症するケースと施設内などの通路や階段などで躓きやすべり、踏み外しなどにより「転倒」するケースが圧倒的に多い状況です。

## 腰痛対策

◎腰痛は高齢者介護施設、障害児者施設、保育所、訪問看護・介護、特別支援学校などでの対象者に対する介助作業等移動を伴う作業中に集中して発生しています。

※「職場における腰痛予防対策指針」（平成25年6月改訂）にて予防のポイントが示されています。施設内において、指針に基づいた労働衛生管理体制が整備されているか、労働衛生の3管理（作業管理・作業環境管理・健康管理）と労働衛生教育が総合的・継続的に実施されているか、今一度確認しましょう！

【福祉・医療分野等における特殊性】

- 重い（剛体ではない、形が悪い、把手がない）
- より繊細に扱う必要がある（意思、感情がある）
- 扱い難しい（移動中に動く、日々状況が変化する）

### 移動における腰痛予防の鉄則

- 移動には用具、機器を使用する
- 人手で移動させるときはグループで行う



## 転倒防止対策

◎施設内の『作業床』『通路』『階段』などの歩行時に『転倒』災害が発生しています。

転倒災害は、どのような職場でも発生する可能性があります。関係するすべての人が問題意識を持ってその危険原を見つけ、どのように改善するか「安全委員会」などで、それぞれの立場でアイデアを出し合い、検討する必要があります。

また、「転倒」という身近なテーマから職場の安全意識を高め、安心して働ける職場環境の整備、作業方法の改善等により、転倒によるリスクの低減を行いましょう。

転倒災害を防止することで、安心して作業が行えるようになり、作業効率の向上が望めます。

### 4S 環境(設備)管理面の対策 [4S(整理・整頓・清掃・清潔)]

- ◆ 歩行場所に物を放置しない
- ◆ 床面の汚れ(水、油、粉等)を取り除く
- ◆ 床面の凹凸、段差等の解消
- ◆ 手すり、滑止めの設置



### 転倒しにくい作業方法 (作業方法等の改善)

- ◆ 時間に余裕を持って行動(作業時間の適正化)
- ◆ 滑りやすい場所では小さな歩幅で歩行(教育)
- ◆ 足元が見えにくい状態で作業させない

### その他の対策

- ◆ 作業に適した靴の着用
- ◆ 職場の危険マップの作成による危険情報の共有(危険の見える化)
- ◆ 転倒危険場所にステッカー等で注意喚起(転倒危険個所の見える化)



## 視聴覚教材（職場のあんぜんサイト）のご紹介

◎転倒・腰痛災害防止をはじめとする労働安全衛生に関する各種の情報を提供しています。

～社会福祉施設向け転倒・腰痛防止視聴覚教材（動画）～  
(8分55秒)

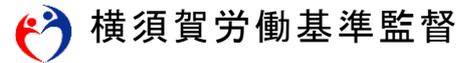
職場のあんぜんサイト

<http://anzeninfo.mhlw.go.jp/>

「mhlw.go.jp」は、厚生労働省のサイトです。



# 介護労働者の労働条件 改善が急務です！



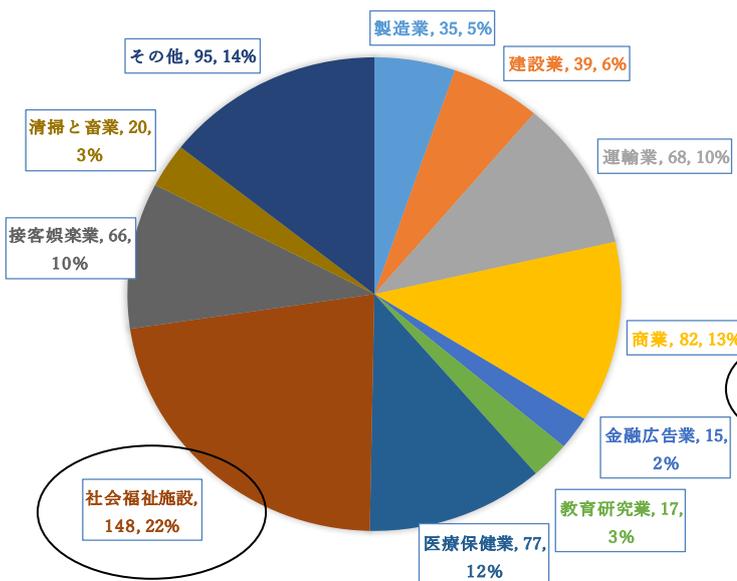
横須賀労働基準監督署管内の平成 31 年（令和元年）の業種別労働相談受理状況について取りまとめたところ、労働者からの相談では、業種別で、社会福祉施設が最多の 148 件であり、割合では全体の 22%を占めることがわかりました。

また、社会福祉施設に寄せられた相談の内容別では、いじめ・嫌がらせについてが 21 件で最も多く、次いで、年次有給休暇 20 件、自己都合退職 20 件、解雇 15 件、賃金不払 15 件、休憩 13 件、賃金不払残業 10 件でした。

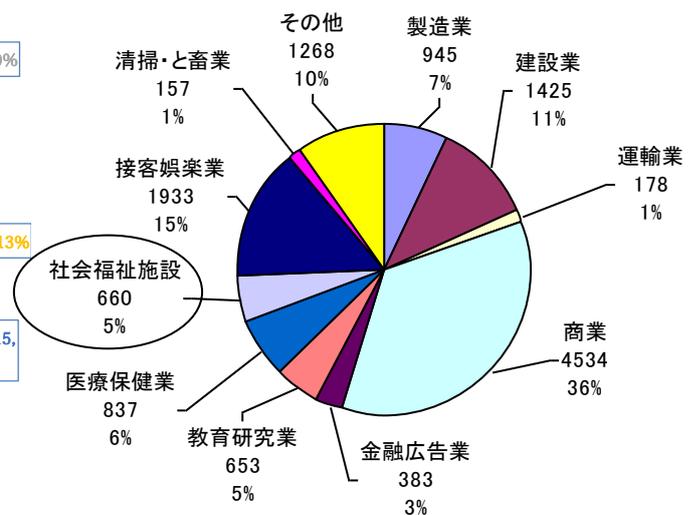
横須賀公共職業安定所発表の令和元年 11 月分の「介護サービス」のフルタイム常用労働者の有効求人倍率は 2.31 となっており、社会福祉施設においては、人手不足が深刻化していますが、人手不足に伴い、有給休暇や休憩を取りにくい、事情により退職したくても認めてもらえないといった問題が生じていることが懸念されます。

また、人間関係のトラブルの相談も多く寄せられており、職場におけるパワーハラスメントやメンタルヘルス対策の整備が求められるところです。

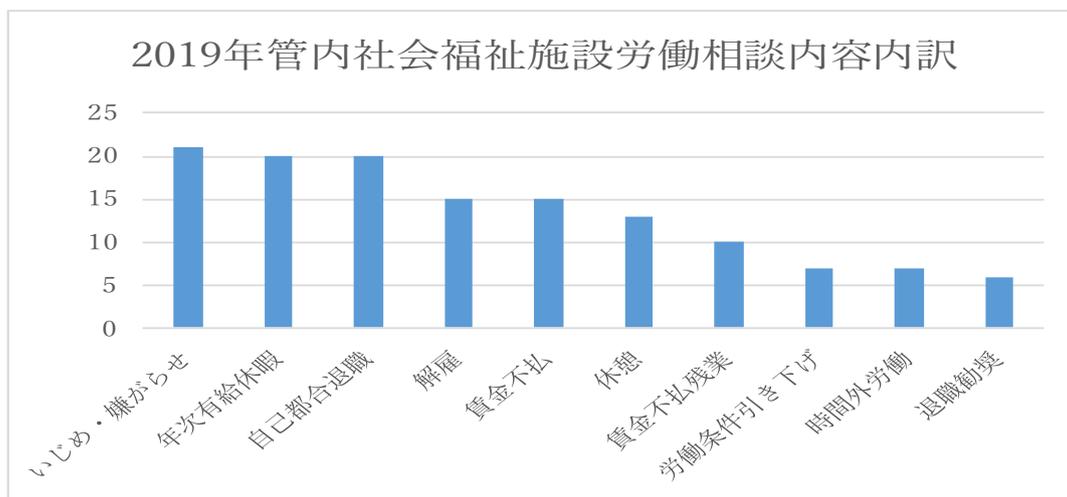
2019年管内業種別労働相談件数



管内業種別適用事業場数  
(出典：平成26年経済センサス基礎調査)



社会福祉施設は、事業場数では管内事業場の 5%を占めるにすぎませんが、労働相談件数では全体の 22%を占めており、最も労働相談の多い業種です。



### 労働条件改善・労使紛争防止のためのポイント

- ① 職場のハラスメント防止対策に取り組みましょう。  
詳しくは、ポータルサイト「あかるい職場応援団」をご確認ください。
- ② 職場のメンタルヘルス対策に取り組みましょう。  
詳しくは、ポータルサイト「こころの耳」をご確認ください。
- ③ 休憩は、1日の労働時間が6時間を超える場合には45分以上、8時間を超える場合には1時間以上、労働時間の途中に与えることが義務付けられています。  
確実に与えるようにしてください。
- ④ 年次有給休暇は、労働者が請求する時季に与えることとされています。使用者は、請求を拒否することはできず、事業の正常な運営を妨げる場合に限り、時季変更権を行使することができます。  
なお、退職を予定している労働者が請求している場合、退職日を超えての時季変更をすることはできませんので、請求どおり有給休暇を与えるべきということになります。  
また、労働基準法の改正により、年5日の取得が義務付けられましたので、労働者の請求の有無に関わらず、必ず年5日取得させるようにしてください。
- ⑤ 自己都合退職について、使用者の承認を受けることを義務付けるような定めは、違法であり無効と考えられています。労働者が民法等の定めにより、退職を申し出た場合は、それを拒むことはできませんのでご注意ください。
- ⑥ 労働時間は、タイムカード等の客観的な方法により、1分単位で把握するようにしてください。  
使用者が明白な時間外労働の指示をしていない場合でも、与えられた業務が客観的にみて正規の勤務時間内ではなされ得ない場合など、黙示の指示があったと認められる場合は、時間外労働として扱うべきこととなりますのでご注意ください。